

冬期は、飲食店、菓子店舗等の 一酸化炭素中毒が急増します！

一酸化炭素

CO中毒を防ごう！

一酸化炭素中毒を防止するために

1. ガス器具及び換気装置の対策

- (1) 調理機器等のガス器具を使用する場合は、作業場の気積、ガス器具の設置台数及び燃焼能力に合った換気設備を設置・稼働させ、強制換気を行うこと。また、換気設備のダクトの排気口については、ガスが逆流しないような構造にすること。
- (2) ガス器具及び換気設備については、日常的に清掃、点検、整備を行う。

2. 労働衛生教育、その他の対策

- (1) ガス器具を使用する際は、マニュアルを作成し、一酸化炭素の有害性、換気装置の稼働等について、関係労働者に対して十分な安全衛生教育を実施すること。
- (2) 換気装置の稼働がより徹底されるように、ガス器具の使用中は必ず換気装置を稼働させるよう、注意を喚起する表示を作業場所に掲示すること。
- (3) 不完全燃焼等により、室内の一酸化炭素濃度が上昇した場合に、警報を発する警報装置を設置すること。

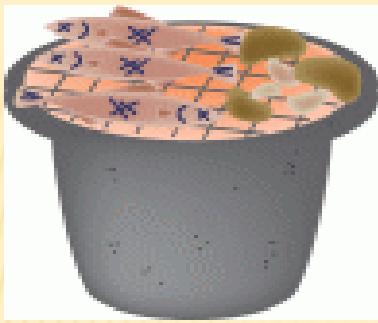
3. 暖房器具における対策

- (1) 石油ストーブ等の燃焼方式の暖房器具を使用する際には、暖房器具の種類・能力や室内の広さ、建物の気密度等に応じた室内の換気を定期的に行うこと。
- (2) 関係労働者に対して、暖房器具による一酸化炭素の有害性や換気の実施について教育を実施すること。

もし発生したら

・ 救急指揮

- (1) CO中毒が発生した場合は、救急車の要請を行うこと。
- (2) 救出のために内部へ立ち入る際には、二次災害を防止するために救出者は防毒マスク等の適切な呼吸用保護具を着用すること。
- (3) 速やかに医師の診察を受けさせること。



災害事例 1

飲食業

江戸川区内の炭火焼居酒屋の店内において、エアコンを作動させていたため、店内を閉め切り七輪を使用していたところ、店内にいた客 7 名と店長の気分が悪くなり、病院にて一酸化炭素中毒と診断された。

災害事例 2

飲食業

江戸川区内の菓子等を製造する厨房の店内において、厨房内に設置したガス給湯器が不完全燃焼を起こし、一酸化炭素を発生させた。その際、主に厨房内の清掃を行っていた労働者 1 名が一酸化炭素を多く吸い込み、中毒症状に罹ったもの。



災害事例 3

飲食業

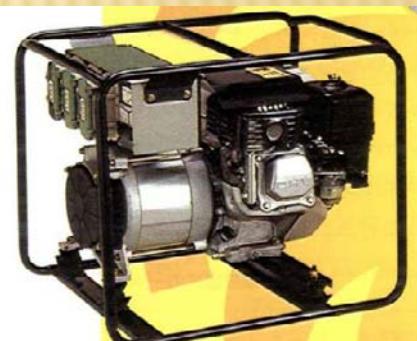
江戸川区内のうどん店の厨房において、茹麺機（ガス器具）の不完全燃焼により一酸化炭素が発生し、かつ換気扇を稼働していなかったため、一酸化炭素が厨房に滞留し、厨房付近において調理及び接客業務を行っていた労働者 3 名が一酸化炭素中毒となったもの。



災害事例 4

建設業

井戸内に内燃機関式の高圧洗浄機を持ち込み、井戸内の洗浄作業を行っていたところ、作業を行っていた労働者 2 名が一酸化炭素中毒により死亡したものの。



このパンフレットについてのご質問は、
江戸川労働基準監督署までお問い合わせください。

〒134-0091

東京都江戸川区船堀2-4-11

電話 03-3675-2125

FAX 03-5667-1531